



第8回

JAPANコンストラクション国際賞

募集要項

令和6年12月

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

1. JAPANコンストラクション国際賞について

アジアをはじめ世界には膨大なインフラ需要があり、我が国建設・不動産企業は、世界各国において様々なインフラプロジェクト（建築、土木、開発）に携わり、我が国と異なるビジネス環境の中で、我が国の優れた企画、設計、施工、運営、維持管理等のノウハウや技術力を存分に発揮してきました。この結果、我が国企業は海外において揺るぎない信頼を勝ち取り、人材育成や技術移転等において国際的に貢献しつつ、「質の高いインフラ」を提供するに至っています。

こうした中で、国土交通省においては平成29年に「JAPANコンストラクション国際賞（国土交通大臣表彰）」を創設し、①我が国企業が海外において携わった「質の高いインフラ」プロジェクト、②先導的に海外において活躍する中堅・中小建設関連企業、③海外における「質の高いインフラ」の実現に貢献している研究開発事業や人材育成事業等を表彰することにより、「質の高いインフラ」の更なる普及啓発を図り、我が国建設・不動産企業の海外におけるプレゼンスを高めるとともに、我が国企業の更なる海外進出を応援しています。

同時に、海外において高い評価を得ているプロジェクトや海外で活躍する我が国企業等を日本国内にも分かりやすく伝えることによって、若年世代が将来建設・不動産業に携わることへの興味・関心を高めることも期待しています。

2. 募集内容

(1) 募集対象

建設・開発プロジェクト部門

海外において我が国企業又はその海外の連結子会社が、以下のいずれかの形で参加し、平成30年4月1日から令和5年3月31日までに完工した建設・開発プロジェクト（建築・土木・開発）を対象とします。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ● 計画策定者 | ● 施主（開発の場合） |
| ● 設計者 | ● PPP等の出資者 |
| ● 施工者 | ● 「質の高いインフラ」に資する |
| ● 施工管理者（PM/CMの場合） | 技術の提供者（産学連携案件等） |
| ● 管理・運営者 | |

※他社とのJVで携わったプロジェクトも含みます。但し、我が国の技術やノウハウが十分に活かされたプロジェクトに限ります。

※マスタープラン作成のみの場合及び単なる物品の納入の場合は対象外です。

※過去にJAPANコンストラクション国際賞を受賞したプロジェクトは対象外です（未受賞プロジェクトの再応募は可能です）。

中堅・中小建設企業部門

海外において設計、施工、測量、建設資機材の供給等の事業活動を行っている我が国中堅・中小建設関連企業（土木・建築）を対象とします。

※過去に J A P A N コンストラクション国際賞を受賞した企業が同一内容で申し込む場合は対象外です（未受賞企業の同一内容での再応募は可能です）。

先駆的事業活動部門

我が国企業又はその海外の連結子会社、学術機関等の団体・組織が実施し、海外における「質の高いインフラ」の実現に現在貢献している（又は将来の貢献が期待される）研究開発事業や人材育成事業等、個別のプロジェクトにとどまらない戦略性を持った活動を対象とします。

なお、応募時点で継続中の活動又は平成 2 5 年 4 月 1 日以降に完結した活動で、令和 6 年 3 月 3 1 日時点で 2 年以上の継続実績があるものが対象です。

※他社との J V で携わった活動も含みます。但し、我が国の技術やノウハウが十分に活かされた活動に限ります。

※過去に J A P A N コンストラクション国際賞を受賞した活動は対象外です（未受賞活動の同一内容での再応募は可能です）。

（2）応募資格

建設・開発プロジェクト部門

○応募者は、（1）に該当する建設・開発プロジェクトに携わった本邦法人又はその海外の連結子会社とします。

中堅・中小建設企業部門

○応募者は、1）中小企業（資本金 3 億円以下、又は、従業員数 3 0 0 人以下の本邦法人）又は 2）中堅企業（従業員数 2 0 0 0 人以下の本邦法人）又は 3）1）又は 2）の海外の連結子会社とし、元請け企業である必要はありません。中小企業又は中堅企業が、その海外の連結子会社の事業活動や受注実績、J V による事業活動や受注実績について応募することも可能です。

※ 応募者が大手企業（中小企業又は中堅企業に該当しない企業）の子会社（注 1）である場合は応募できません。

※ 応募者は、その子会社（注 1）の資本金・従業員数も含め中小企業又は中堅企業の定義を満たさなければなりません。

注 1 子会社の定義（会社法第 2 条第 3 号定義を参照）：会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社が経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう

先駆的事業活動部門

- 応募者は、（１）に該当する活動に携わった本邦法人又はその海外の連結子会社、若しくは学術機関等の団体・組織とします。
- 上記応募者に相当する当事者の了承を得た上で、第三者が推薦人として応募を行うことも可能です。この場合、応募内容についての照会等を国土交通省から当事者に直接行う場合がございますので、その点も合わせて了承を得てください。

3. 応募方法・締切

（１）応募方法

応募申込書及び参考資料を、下記事務局まで電子メールでご提出下さい。

【提出先】 J A P A Nコンストラクション国際賞事務局

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

担当：宇佐見、堀田

電 話：03-5253-8280 E-mail：hqt-kokusai01@gxb.mlit.go.jp

【応募書類】 国土交通省ホームページ内の下記本賞特設ページからダウンロードできます。

《URL》 <https://www.mlit.go.jp/JCIA/>

（２）応募期限

【応募期限】 令和 7 年 2 月 2 8 日（金） 1 8 時締切

（３）ヒアリング

応募案件のうち応募資格等を満たすものについては、応募後、案件内容等に関するヒアリングを実施します。ヒアリングでは、事務局より応募書類の記載内容について質問させていただきます。発表資料等を準備していただく必要はありません。

【実施時期】 3 月

【実施方法】 オンライン

【所要時間】 1 時間程度

※各応募書類最終ページの「VI ヒアリング候補日」で対応できない日程をご回答下さい。ヒアリング実施日は応募後に事務局より連絡いたします。

※ヒアリングの詳細（質問事項等）は応募後に事務局より連絡いたします。

(4) オンライン説明会

第7回表彰からの変更点やヒアリングの実施方法等について解説するオンライン説明会を下記のとおり開催いたします。ご参加をご希望される場合は、下記リンクよりお申し込み下さい。

【日 時】 2025年1月30日（木） 13:00～14:00

【議 題】 募集要項の変更点、ヒアリングの実施方法、参加者からの質問等

【形 式】 ウェビナー形式（Zoom）

【申 込】 <https://forms.office.com/r/69JcBMZAyR>

【その他】 カメラ・マイクオフのためお気軽にご参加ください

（途中参加・退席自由）

一度の登録で複数名ご参加いただくことも可能です

(5) 留意事項

応募に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

- ① 建設・開発プロジェクト部門は個人や団体ではなく、プロジェクト自体を表彰するものですので、プロジェクト関係者共同で応募いただくことも可能です。複数の日本企業・団体が携わった場合、共同での応募を奨励します。共同で応募される場合は、代表者（連絡窓口）を明記して下さい。
- ② 建設・開発プロジェクト部門において、応募プロジェクトの応募者担当以外の部分（例：応募者が設計を担当した場合の施工部分）については、当該部分を担当した関連企業等から了解を得た上で、応募資料に情報を記載することが可能です。
- ③ 応募申込書は、必要事項を簡潔に記載し、できる限り全ての項目について記載して下さい。不明な点は、「7.」に記載の問い合わせ先までお問い合わせ下さい。
- ④ 応募申込書の記載内容について、定量的に分かるデータがある場合は、同データをご記載下さい。（例：ライフサイクルコストで見れば、〇〇に比べて〇〇%（もしくは〇〇円）低い。）
- ⑤ プロジェクトの内容や企業の概要、アピールポイント等が分かる参考資料（写真、パンフレット、仕様書、報道記事のコピー等）がありましたら、併せて電子メールでご提出下さい。
- ⑥ 参考資料又は関係企業等からの同意について、応募締切日までに間に合わない場合には、その旨事務局までご相談下さい。
- ⑦ 応募いただいた書類の内容は、国土交通省におけるインフラシステム海外展開に関する事業等のために利用する場合がございます。参考資料において対

外公表不可の情報がある場合は、その旨明記の上応募下さい。

- ⑧ 必要に応じて、事務局より応募内容の確認等のご連絡をさせていただく場合があります。
- ⑨ 受賞者に選出された場合は、表彰式（令和7年秋頃開催予定）にご出席頂き、プレゼンテーションを行って頂きます。
- ⑩ 申請者が建設業法に基づく営業の停止及び許可の取消し又は「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（令和2年12月25日 国会公契第22号）」に基づく指名停止措置を受け、その期間が令和6年4月1日から令和7年3月31日までにかかる場合等、社会通念上不適切と思われる場合については表彰の対象外とします。

加えて、以下の場合については表彰の対象外とすることがあります。

- ・建設・開発プロジェクト部門：応募プロジェクトにおいて、死亡事故がある場合等
- ・中堅・中小建設企業部門：申請者の過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の海外事業における死亡事故がある場合等
- ・先駆的事業活動部門：申請者の過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の事業において、死亡事故がある場合等

4. 選考方法と審査基準

（1）選考方法

一般公募により集まった建設・開発プロジェクト、中堅・中小建設関連企業及び先駆的事業活動について、学識経験者・有識者等で構成する「海外インフラ展開に関する表彰についての検討・審査委員会」（委員長：森地茂政策研究大学院大学客員教授）における審査により選定します。建設・開発プロジェクト部門においては、受賞プロジェクトの中で最も優れているプロジェクト1件を選定し、最優秀賞として表彰いたします。なお、全ての部門について、優れた応募がない場合、該当なしとすることがあります。

（2）審査基準

審査においては、各部門について、以下の点を中心に総合的に評価します。

※詳細については、応募申込書をご確認下さい。

※記載内容の裏付けとなる客観的資料の有無や内容についても、評価の際に考慮させて頂きます。

※評価対象は応募者実施範囲となるため、応募資格を満たす社が複数社いる場合で応募の意思がある場合は、共同応募をご検討下さい。

建設・開発プロジェクト部門

- ①質の高いインフラ投資に関する G20 原則の原則 1～5 に沿った「質の高いインフラ」を実現しているか
- ②現地社会から高く評価されているか
 - ・現地コミュニティに「日本のプロジェクト」として認知されているか
 - ・現地社会から高く評価されているか
- ③日本の技術・ノウハウや強みを活用しているか
 - ・日本企業が優位性を持つ技術（設計・施行等）やノウハウ（プロジェクト管理、維持管理等）、人材育成（OJT やハンズオン運営等）などの強みが、プロジェクトの受注・実施にあたって重要な要素となったか
 - ・デジタル技術の活用や気候変動適応・緩和策により現地の DX や GX に貢献しているか
 - ・当該技術・ノウハウや強みが顧客やパートナーを含む関係者に高く評価されているか
- ④国際・若手人材の育成に資するものであるか
 - ・若手人材等の海外建設・開発プロジェクトへの関心を高め、自社や関連会社の国際人材の育成に資する取組を行ったか
 - ・プロジェクトを通して育成した人材や蓄積した人材育成のノウハウをその後も活かしているか
- ⑤プロジェクトの受注や事業の実施に戦略性があるか
 - ・計画策定や事業用地の取得等による案件形成段階からの参入等、受注に向けて相手国へ継続的に関与していたか
 - ・運営・維持管理への参画や将来的な案件の提案等、プロジェクト完了後の相手国での継続的な事業展開につながっているか
 - ・その他の長期的・戦略的な工夫があったか
- ⑥日本企業による受注や事業の実施が進んでいない地域におけるものであるか
 - ・北東アジア、東南アジア、北米（米国・カナダ）以外のものか
 - ・これまでに受賞プロジェクトが存在しない国・地域のものか

中堅・中小建設企業部門

- ①積極的かつ持続可能な海外展開をしているか
 - ・受注（事業）実績（進出国、期間等）
 - ※ライセンス供与等を含む
 - ※海外の連結子会社、JV による事業活動や受注実績について応募することも可能

- ・リスク管理体制

②他社の参考となるパイオニア性のある事業展開ができているか

- ・先導性、独創性、戦略性、将来性、参考度、地域性等

③質の高いインフラ投資に関する G20 原則の原則 1～5 に沿った「質の高いインフラ」を実現しているか

先駆的事業活動部門

① 我が国インフラ関連産業の国際競争力強化につながるパイオニア性のある事業展開ができているか

- ・先導性、独創性、戦略性、将来性等

② 現地社会から高く評価されているか

- ・現地コミュニティに「日本の活動」として認知されているか

- ・現地社会から高く評価されているか

③ 日本の技術・ノウハウや強みを活用しているか

- ・日本企業が優位性を持つ技術やノウハウ（特にデジタル技術や気候変動適応・緩和策）、人材育成などの強みが、活動の実施にあたって重要な要素であるか

④ 質の高いインフラ投資に関する G20 原則の原則 1～5 に沿った「質の高いインフラ」の実現に寄与しているか

※研究開発や人材育成等の活動の成果が、現に「質の高いインフラ」に係るプロジェクトに活かされ、当該プロジェクトが完工している必要は必ずしもなく、客観的に「質の高いインフラ」への貢献が明らかに期待されるかを評価するものとします。また、必ずしも原則 1～5 の全てについて寄与している必要はないが、少なくとも 2 つの原則について寄与しているものを評価対象とします。

(参考) 質の高いインフラ投資に関する G20 原則（抜粋）

原則 1：持続可能な成長や開発の達成のための、インフラによる正のインパクトの最大化

原則 2：ライフサイクルコストを考慮した経済性向上

原則 3：インフラ投資への環境配慮の統合

原則 4：自然災害及びその他のリスクに対する強靱性の構築

原則 5：インフラ投資への社会配慮の統合

※質の高いインフラ投資に関する G20 原則（仮訳）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/pdf/documents/jp/annex_01.pdf

5. スケジュール

表彰式までのスケジュールは以下の通りです。審査の結果については、応募者へ通知いたします。

※下記スケジュールは予定であり、変更となる可能性があります。

令和 6年	12月19日(木)	募集開始
令和 7年	1月30日(木)	オンライン説明会
	2月28日(金)	募集締切
	3月	ヒアリング
	5月頃	検討・審査委員会による審査
	秋頃	表彰式開催(受賞対象の発表)

6. 表彰式

受賞案件については、表彰式において参加者に対するプレゼンテーションを行って頂きます。また、表彰式では、受賞案件について紹介するパンフレットを配付する予定です。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課（担当：宇佐見、堀田）

電 話：03-5253-8280（直通） E-mail：hqt-kokusai01@gxb.mlit.go.jp